

石川県弓道連盟ゆうゆうクラブ規約

平成26年11月30日 改正

(名称)

第1条 本会は、石川県弓道連盟（以下「県弓連」という。）ゆうゆうクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、弓道修練を通じて会員相互の親睦を図り、もって健康の維持・増進並びに人格・情操の向上に資するとともに、健全な社会文化・秩序の醸成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 県弓連及び傘下の弓道団体が実施する各種弓道競技への参加ならびに併催。
(2) 本会主催の弓道競技会、納射会、研さん会及び懇親会の実施。
(3) 石川県主催のゆーりんピック弓道交流大会の共催。
(4) 全国健康福祉祭（ねりんピック）に出場する監督・選手ほかの推薦。
(5) その他本会の目的達成に必要な事項。

(事務所)

第4条 本会の事務所は会長の指定する所に置く。

(会員資格)

第5条 本会は、県弓連に会費を納入している60歳以上の会員（年度中に60歳となる者を含む）で、ゆうゆうクラブ会費納入者をもって構成する。

(役員および任期)

第6条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任は妨げない。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 地区役員 | (各地区選出) 若干名 |
| (6) 監事 | 1名 |

2 前項のほか、必要に応じ、会長の推薦により名誉会長および顧問若干名を置くことができる。

(役員を選出および職務)

第7条 会長は四役会で推挙し、役員会の承認を得て、県弓連評議委員会に報告し、県弓連会長の委嘱を受ける。

- (1) 会長は本会を統括する。
- 2 副会長・事務局長・会計は四役会で推挙し、役員会の承認を得る。
- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (2) 事務局長は、本会の事務全般を総括処理し、四役会および役員会の議長を務める。
- (3) 会計は、本会の会計事務全般を処理する。

(地区役員)

第8条 地区役員は各地区の弓道団体等から選出され、会長が委嘱する。

2 地区役員は第3条に定める事業が円滑に遂行されるように努める。

(監事)

第9条 監事は四役会で推挙し、役員会の承認を得る。

- (1) 監事は、会計および業務内容を監査し、四役会並びに役員会に報告する。
- (2) 監事は各種会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、役員会および四役会とする。

2 役員会は第6条の役員全員で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 四役および監事の承認
- (2) 活動報告および会計報告・活動計画(案)報告および予算の承認

3 四役会は会長、副会長、事務局長、会計の四役員で構成し、本会の運営事項を協議・執行する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員会費、各種助成金及び寄付金をもって充てる。

2 本会の会員会費は、年1,000円とする。

3 会計年度は原則として「納射会」から翌年の「秋の射会」までとする。

(改正)

第12条 本規約の改正は、必要あるとき四役会が行い、役員会の承認を受ける。

(付則)

- 1、本規約は、平成18年2月5日決定施行する
- 2、平成19年11月23日 役員会で一部改正。即日施行。
- 3、平成22年2月22日 四役会で一部改正。即日施行。
- 4、平成23年1月25日 四役会で一部改正。即日施行。(名称をゆうゆうクラブと改称する)
- 5、平成24年11月20日 四役会で一部修正。即日施行。(会計年度を定める)
- 6、平成25年3月5日 四役会で修正 即日施行(地区役員を選出、弔慰金の条項削除)
- 7、平成26年11月30日(四役および監事を選出方法の変更)